

【参考2】

平成28年12月
水産庁管理課

太平洋くろまぐろの管理に関する三重県調査(中間報告)

1. 経緯

三重県では、好調な漁場形成により漁獲が積み上がり、県の漁獲枠22.7トンを超えたことから、9月15日に県計画に基づく操業自粛の要請を发出。

11月上旬に、委員会承認を受けた沿岸漁業者(カツオ一本釣り漁業)が、操業自粛要請中にもかかわらず、静岡県御前崎にクロマグロの小型魚を水揚げしているとの情報を三重県が受けたことから、水産庁と連絡を取りながら調査・指導を実施した結果、現在、当該漁業者は操業を自粛している。

2. 県の調査・指導

- ①期 間:平成28年11月10日(木)以降、随時
- ②対象者:三重県外湾漁協及び当該漁協に所属する6名のカツオ一本釣り漁業者
- ③内 容:操業状況及び漁獲量の確認、操業自粛及び漁獲実績報告の指導等

3. 調査・指導の概要

事 項	実 態		対 応
1. 操業自粛要請中における操業状況	該当者:カツオ一本釣り漁船(承認船) 6名	伊豆半島西海域及び伊豆大島南海域において操業自粛要請中にもかかわらず、クロマグロを目的として操業	県の指導を受け、クロマグロを目的とする操業を自粛
2. 上記操業における漁獲状況	【漁獲量】 52.6トン 【月別内訳】 9月 0.07トン 10月 0.34トン 11月51.31トン 12月 0.88トン	【水揚地】 御前崎 50.7トン 焼津 1.8トン 【漁獲報告】 上記の県外水揚分の漁獲量が報告漏れ	・県外水揚げ分について、漁獲量を精査のうえ、報告 ・県及び漁協で原因究明の上、対策を検討